

## 台風等接近に伴う学校対応

### 1 台風の接近に伴うもの

- ① 前日以前に判断する場合
  - ・翌日以降に、「休校」にしなければならない程の危険が予想される場合には、午前 11 時の時点で気象庁の情報を確認し判断する。その際の判断は、教育委員会と小・中の校長会会長と協議の上決定し、各学校には正午までに周知する。
  - ・決定後は、市のホームページに掲載するとともに、各学校においては、安全・安心メールやお便り等において全家庭に連絡する。
- ② 当日に判断する場合
  - ・朝 7 時の段階で、調布市に、次のいずれかの場合は休校とする。
    - ア 特別警報（大雨，強風，大雪，暴風雪等）が出されている場合
    - イ 大雨警報・暴風警報・洪水警報の 3 つが出されている場合
  - ただし、上記イに示した警報のうち、いずれか 1 つが出されている場合には、台風の勢力や規模、進路等を考慮し自宅待機とする。
  - 午前 10 時までに警報の解除がなされない場合は、休校とする。
  - いずれの場合も、前日までに市教委と校長会とで協議を行い、学校がとる対応の判断が明確になるようにしておく。
  - また、いずれの対応の場合でも、同一中学校区内における学校間については、事前に調整した上で対応を決定する。
  - ・調布市の警報は、調布市防災・安全情報メールで確認するほか、気象庁又は東京アメッシュのホームページにより確認することができる。

### 2 台風以外の異常気象等によるもの

- ① 前日以前に判断する場合
  - ・上記(1)と同様の対応とする。
- ② 当日に判断する場合
  - ・上記(1)と同様の対応とする。
  - ただし、大雨警報・暴風警報・洪水警報・大雪警報のうち、いずれか 1 つが出されている場合には、気象状況等を考慮し自宅待機とする。
  - 午前 10 時までに警報の解除がなされない場合は、休校とする。
  - いずれの場合も、前日までに市教委と校長会とで協議を行い、学校がとる対応の判断が明確になるようにしておく。
  - また、いずれの対応の場合でも、同一中学校区内における学校間については、事前に調整した上で対応を決定する。

### 3 台風等の接近する時間帯により、学校がとる対応の基準を次のように定める。

- ① 登校時に台風等に係る警報が出されている場合でも、通過後急速に天候が回復すると考えられる時は、登校時刻を繰り下げて登校する。この際、給食の開始時刻が遅れることがある。
- ② 児童・生徒が登校後、上記(1)又は(2)で示した警報が発令される可能性がある場合は、給食を早めに食べて下校する。また、台風等の通過を待って、下校させることがある。

#### **4 家庭への連絡について**

(1) 前日までにしておくこと

- ① 台風等の進路・進捗からある程度の可能性を絞り込み、翌日の対応の概要を家庭に通知する。
- ② 栄養士と相談し、献立の変更も含め、例えば、早出しの限度時刻や遅く登校してくる場合の調理開始時刻等について検討する。
- ③ 集団下校させる場合には、予め、早帰りに備えての保護者の在宅を依頼しておく。在宅できない場合は、鍵を必ずもたせることを周知しておく。
- ④ 早めに下校する際の対応として、あらかじめ家庭からの申請があった場合、必要に応じて学校で預かる等の対応を個別に行う。

#### **5 その他の対応について**

- (1) 自然災害が予想される場合においては、家庭の判断で登校させなくても欠席の扱いとはしないことを基本に対応する。最終判断は保護者であることを事前に知らせる。
- (2) 台風に限らず、対応の基本は年度始めに家庭へ周知しておく。
- (3) 給食の繰り上げ実施については関係小中学校との連携を踏まえた対応をとる。

【平成 29 年 4 月】